平成２６年（フ）第４４４４号
大阪市福島区吉野４丁目27番23―110号
債務者　岸本　明美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４４６号
大阪市鶴見区放出東３丁目９番10号
債務者　邑木　文子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５３号
山形市七日町４丁目８番20号　エクレール花小路117号
債務者　伊藤はつみ（旧姓皆川）
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５４号
山形市久保田１丁目２番32号
債務者　田畝　計正
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７２号
島根県出雲市高松町673番地２リトラウィングＤ102
債務者　横山　典子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第７３号
島根県出雲市高松町673番地２リトラウィングＤ102
債務者　横山　勉
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第５３号
山形県南陽市漆山2034番地、住民票上の住所山形県南陽市蒲生田1466番地の７
債務者　高橋　隆弘
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６２号
山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝5209番地30
債務者　鬼塚　真
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第６５号
山形県米沢市成島町１丁目６番２号
債務者　朝岡　愛子
1　決定年月日時　平成26年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第９７２号
さいたま市桜区道場３丁目10番26号　メゾン・マコト201
債務者　榎本　雅江
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４１６号
埼玉県草加市谷塚上町151番地５　スターキャッスル103号
債務者　橋本　功
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２４号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目21番地１　サンクレスト202
債務者　田中伸一郎
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２８号
埼玉県草加市柳島町630番地１　小泉ハイツ305号
債務者　野口　真実
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
新潟県魚沼市田中515番地１
債務者　仲沢　祐太
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
沖縄県那覇市壺川１丁目14番地５　壺川東改良市営住宅Ｂ１―802
債務者　山添　末子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０８０号
札幌市中央区南12条西９丁目３番５―707号
債務者　五十嵐幸二
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０８１号
札幌市中央区南12条西９丁目３番５―707号
債務者　中嶋　伸子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部